





お知らせ

● ベबीカー、車イス、電動スクーターはエントランスセンターで無料貸し出してあります。

- 自転車園路
Cycling Road
- 歩行者園路
Pedestrian Road
- 自動車園路
Motor way



- | | | |
|--------------------------|-------------------------------------|----------------------------|
| 受付
Reception Desk | お手洗い
Toilet | 遊具
Playground Equipment |
| 案内所
Information | 公衆電話
Telephone | 展望台
Observatory |
| 売店
Shop | 休憩所
Rest House | 授乳室
Sucking Room |
| レストラン
Restaurant | バリアフリー施設
Barrier-free Facilities | 軽食
Coffee Shop |
| サイクルストップ
Bicycle Park | 駐車場
Parking Lot | コインロッカー
Coin Locker |

駐車場管理規定

一、駐車場の名称 国営備北丘陵公園第五駐車場

二、管理者等 管理者 都市再生機構
管理受託者 (財)公園緑地管理財団

三、本駐車場の利用に関する事項は、この規定による。

四、利用者は、この規定を承認の上、駐車場を利用するものとする。

五、駐車場の利用時間

午前九時三〇分から午後五時まで (三月一日～六月三〇日・九月一日～十月三一日)
午前九時三〇分から午後六時まで (七月一日～八月三一日)
午前九時三〇分から午後四時三〇分まで (十一月一日～二月末日)

六、駐車場の休業日

●十二月三〇日～一月一日
●毎週月曜日 (月曜日が休日の場合は火曜日、但し火曜日が休日の場合は既読)

七、駐車場の利用料金

1、大型車 (車両総重量が8トン以上、最大積載量が5トン以上、乗車定員が300人以上の自動車) 一台につき 1,000円
2、普通車 (1、に規定する自動車以外の自動車) 一台につき 300円
3、自動二輪車 (京付含む) 一台につき 100円

八、管理者は、この駐車場の補修その他管理上やむを得ない理由により、この駐車場の全部又は一部を休止することができる。

九、管理者は、この駐車場の管理上、必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

十、管理者は天災地変その他不可抗力による事故及び管理者の責に帰することのできない事由によって生じた車両又は利用者の損害については賠償しない。

十一、管理者は、この駐車場に駐車する自動車内に残された貴重品、その他物品又は、取付け物に関する損害については、一切その賠償の責を負わない。

十二、駐車場利用者及びその関係者 (同乗車を含む) は故意、又は過失によりこの駐車場の施設又は、他の車両に損害を生じた時は、直ちにその損害を賠償しなければならぬ。

十三、駐車場利用規定の遵守事項

- 車両通行速度は、時速20キロメートルを越えないこと。
- 喫煙又は火気の取扱いをしないこと。
- 施設、他の車両及びその取付け物に損害を与え又は、その他の事故が発生したときは、直ちに係員に連絡届け出ること。
- 標識又は係員の指示に従うこと。
- 車両を離れるときは、エンジンを停止し、ドア及びトランクには施設し盗難に備えること。
- その他、管理者の義務又は利用者の妨げになるような行為はしないこと。

十四、管理者は、次の場合には駐車を拒否することが出来る。

- 1、駐車場利用者が遵守事項を守らない場合。
 - 2、危険物を積載している自動車、その他駐車場の管理上支障のある自動車が駐車する場合。
- 十五、管理者は、駐車場において事故が発生し又は、その恐れがある時は、速やかに必要な措置をとる。

十六、管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることがある。

平成二十年四月

都市再生機構
(財)公園緑地管理財団
(連絡先七二一七〇〇〇)